

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、新宿区(以下「区」という。)における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項、区における産業振興に関する施策に係る事項及び(仮称)新宿区産業振興基本条例(以下「条例」という。)の制定に関する必要な事項等について調査及び検討を行うため、条例に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 区における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項
- (2) 区における産業振興に関する施策に係る事項
- (3) 条例の制定に関する必要な事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が選任し、委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 区民委員
- (3) 区内企業経営者等
- (4) 東京商工会議所新宿支部事務局職員
- (5) 地域文化部長
- (6) その他特に必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、地域文化部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。